

第2次狹山市環境基本計画

年次報告書（2018年度実績）



第2次狭山市環境基本計画改定版の概要

1. 計画改定の背景

狭山市では、全国的にみても比較的早い 1998 年 3 月に『狭山市環境基本計画』を策定しました。その 5 年後には、計画の運用を通じて、目標とする環境像を共有し、取り組みが目標に向かって進んでいるかを点検・評価する仕組みをより一層充実させる必要性から、計画の見直し、改定を実施しました。

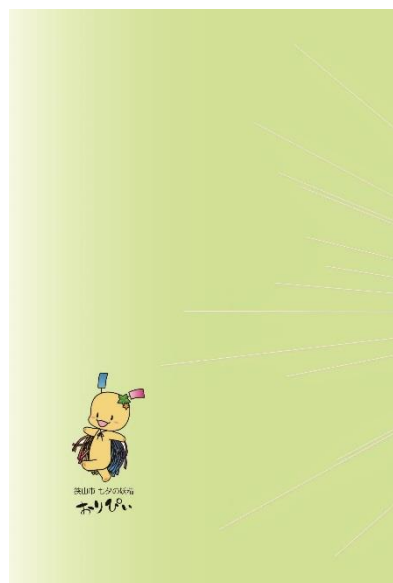
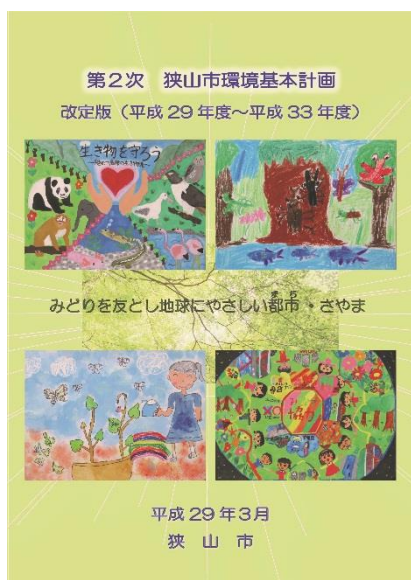
計画改定以降は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、2008 年 9 月のリーマン・ショックを契機とした景気後退等、社会経済状況にも大きな変化がありました。

そうしたなか、2011 年 3 月に発生した東日本大震災の影響による福島第一原子力発電所の事故等による電力の逼迫は、これまでの大量生産・大量消費社会における私たち一人一人の生活のあり方を見つめ直すきっかけにもなりました。

このような状況のもと、『狭山市環境基本計画』の計画期間が満了した 2012 年 3 月、2021 年度までの 10 年間を計画期間とする『第 2 次狭山市環境基本計画』を策定し、さまざまな施策を展開してきました。

策定後も環境問題の解決に向けた新たな動きがあり、2015 年には、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、気候変動政策に関する 2020 年以降の新たな枠組み「パリ協定」が採択され、地球温暖化防止対策の一層の推進が求められています。

そこで今回、新たな課題や社会情勢の変化に対応するため、『第 2 次狭山市環境基本計画』の中間見直しを行い、改定したものです。



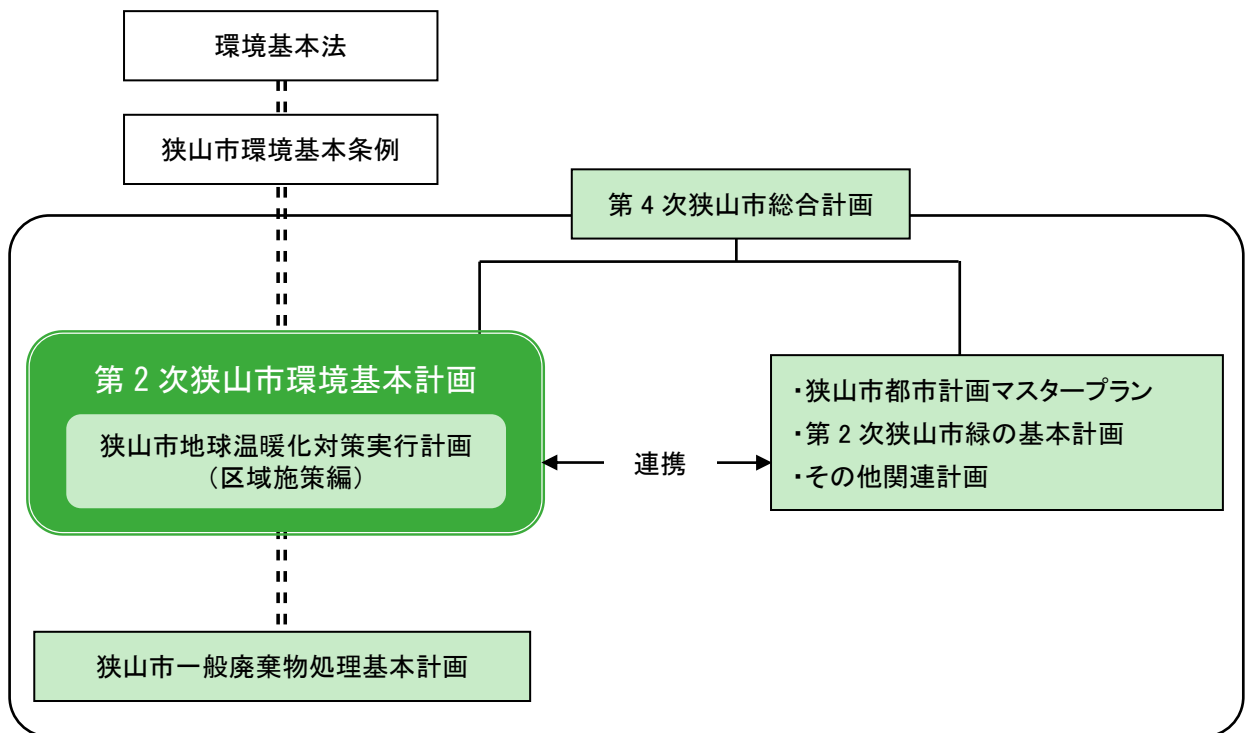
2. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

『第2次狭山市環境基本計画』は、『狭山市環境基本条例』第7条に基づき策定され、市民や事業者との協働のもと、環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。

また、「緑と健康で豊かな文化都市」の実現を目指して市政運営の基本的な方向を定めた『第4次狭山市総合計画』と整合性のある環境分野の計画として位置づけられます。

なお、本計画は、温室効果ガスの排出抑制のための総合的・計画的な施策展開に向けて定める『狭山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』を包含するものとします。



狭山市環境基本計画の位置づけ

(2) 計画の期間

計画期間は21世紀半ばを展望しつつ、2012年度から10年間とします。

また、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じて中間見直しを行った今回の改定による計画期間は、2017年度から2021年度までの5年間とします。

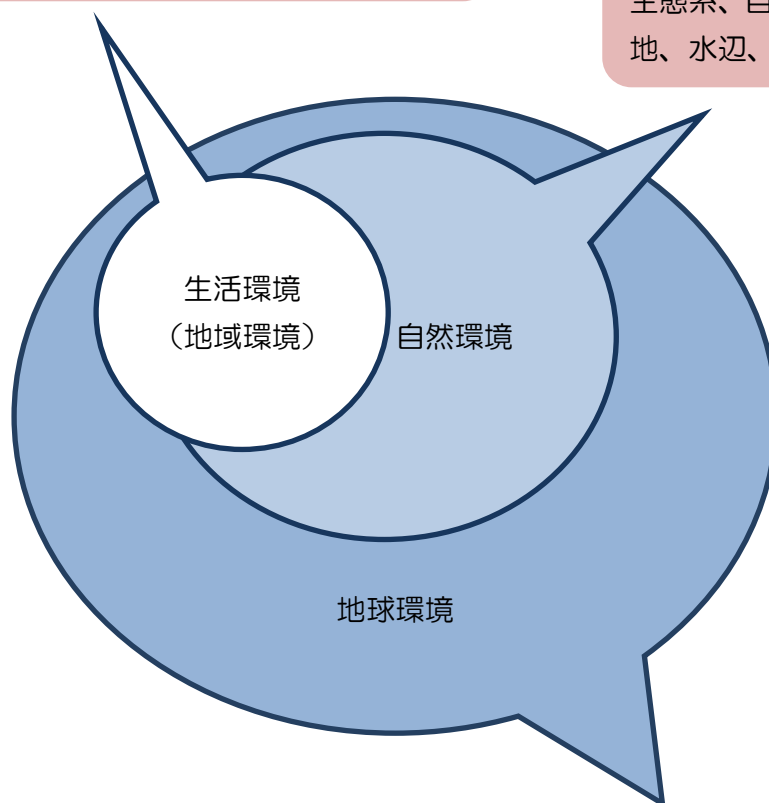
(3) 計画の対象範囲

日々の生活に密着した生活環境(地域環境)の改善や、生活の場を取り巻く自然環境の保全のための行動を通して、生活の質と地域の価値を高めるだけでなく、地球環境の保全と持続的発展が可能な地域社会の形成に寄与します。

対象とする環境の範囲

公害（典型7公害、都市・生活型公害）、
有害化学物質、放射性物質、公園・街路
樹、交通、都市的景観、ごみ 等

地形・地質、野生生物、自然的景観、
生態系、自然とのふれあいの場（緑
地、水辺、農地）等



地球温暖化、オゾン層破壊、酸性
雨、森林減少、生物多様性、資源・
エネルギー 等

3. 基本理念と望ましい環境イメージ

(1) 基本理念

人と自然が共生し、環境への負荷の少ない社会を、
一人一人の日常の活動を通してつくっていくことにより、
地球環境の保全とともに、
将来世代を含む市民が健全で豊かな環境からの恵みを享受できるようにする。

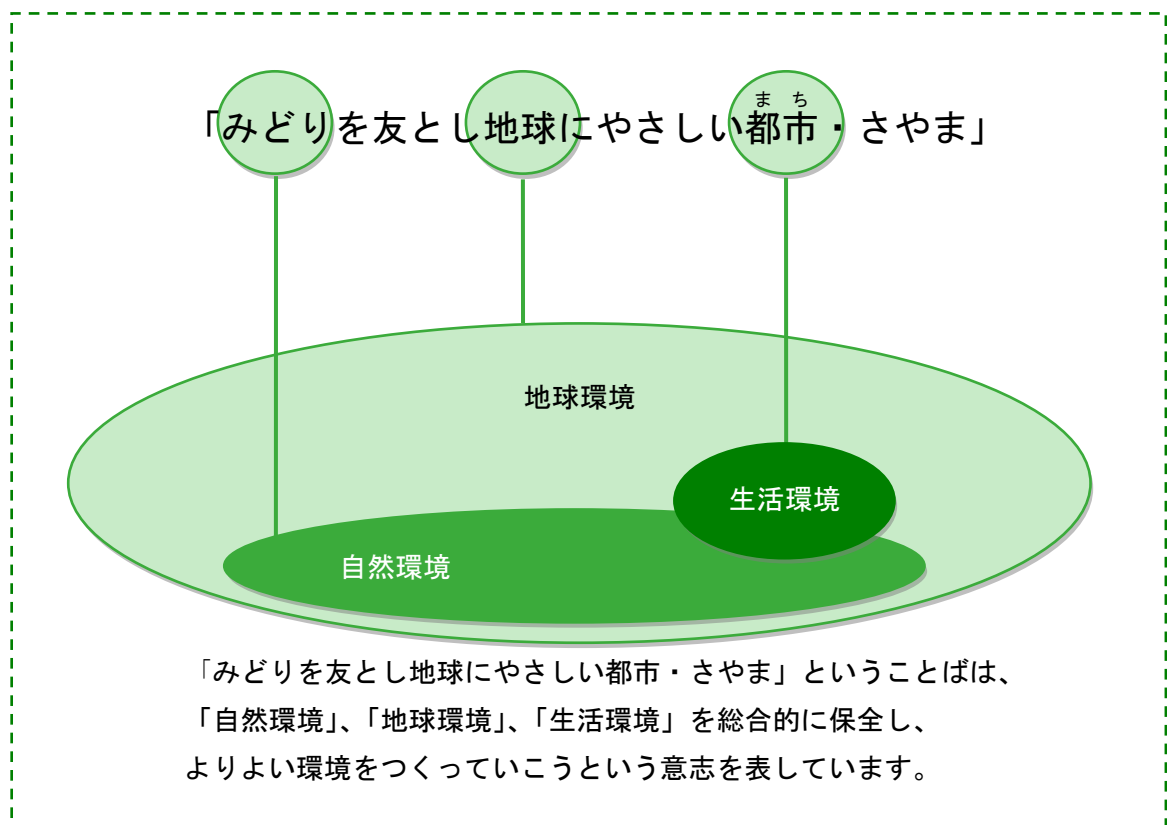
(2) 望ましい環境イメージ

「みどりを友とし地球にやさしい^{まち}都市・さやま」

みどりを友とし：入間川、雑木林、茶畑等に代表される狭山のみどりの保全を優先し、
自然とのふれあいを大切にします。

地球にやさしい：地球温暖化をはじめ深刻化する地球環境問題に対して、地域でできる
取り組みを積極的に推し進めます。

^{まち}都市・さやま：子どもから高齢者まで市民の誰もが、気持ちよく、安心して暮らせる
生活環境を整えます。



4. 基本目標と市民が描く将来の環境像

(1) 基本目標

『第2次狭山市環境基本計画』では、長期的に大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から持続的な発展が可能な社会へ転換を図るため、4つの基本目標のもと、環境保全の取り組みを推進してきました。

これまでの課題を踏まえ、本計画においても、従来の4つの基本目標を基本的に継承していきます。

望ましい環境イメージを実現するための4つの基本目標

基本目標1 人と自然との共生

基本目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現

基本目標3 地球市民としての貢献

基本目標4 環境保全への主体的参加

(2) 市民が描く将来の環境像

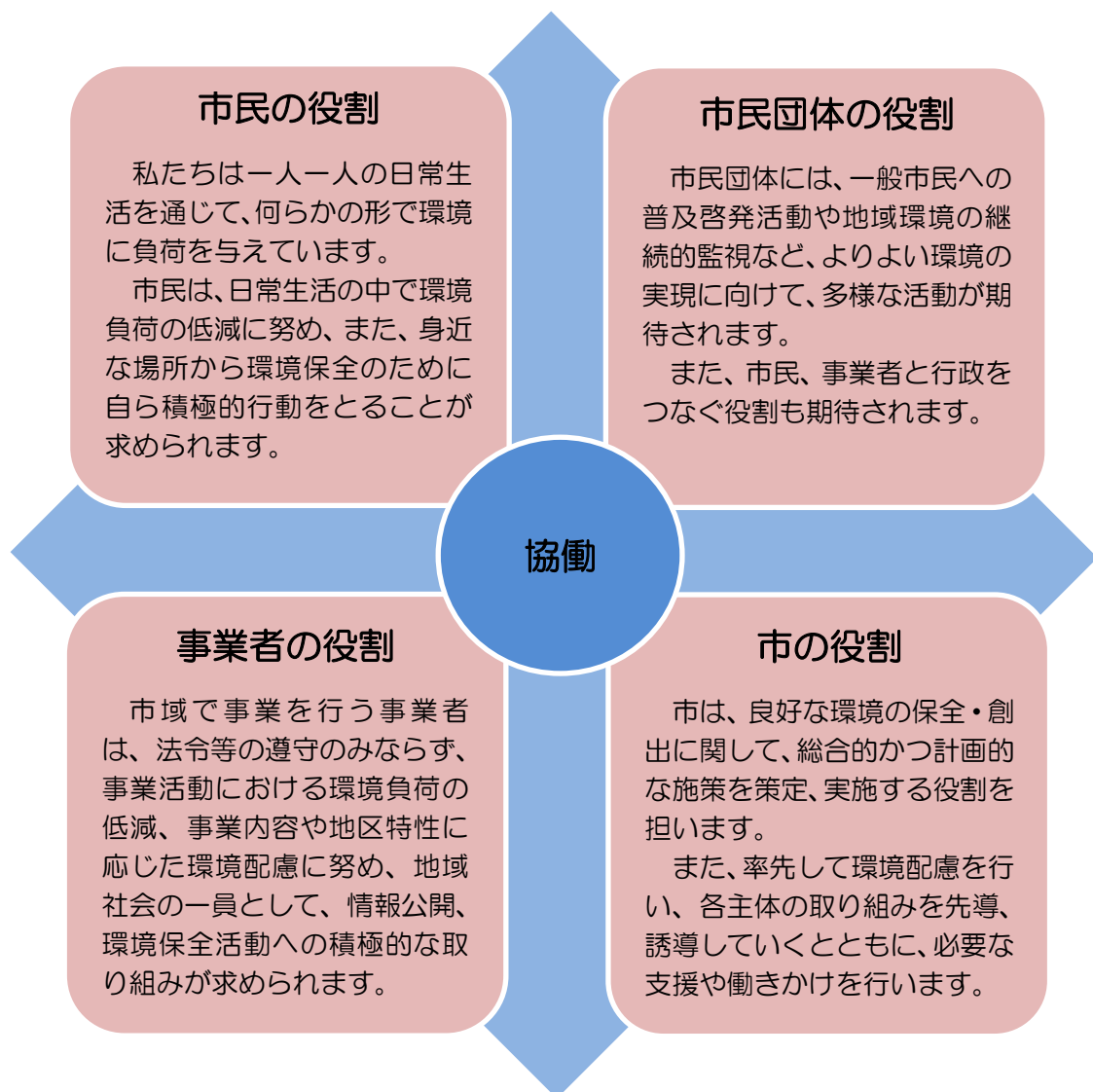
望ましい環境イメージ「みどりを友とし地球にやさしい都市・^{まち}さやま」とそれを実現するための4つの基本目標の達成に向けて、市民、事業者、市が同じ方向を目指して環境保全に取り組めるよう、21世紀半ばを展望した狭山市の環境の姿や市民生活のイメージを整理しました。（市民が描く将来の環境像については、『第2次狭山市環境基本計画改定版（2017年3月）』を参照ください。）



5. 各主体の基本的役割

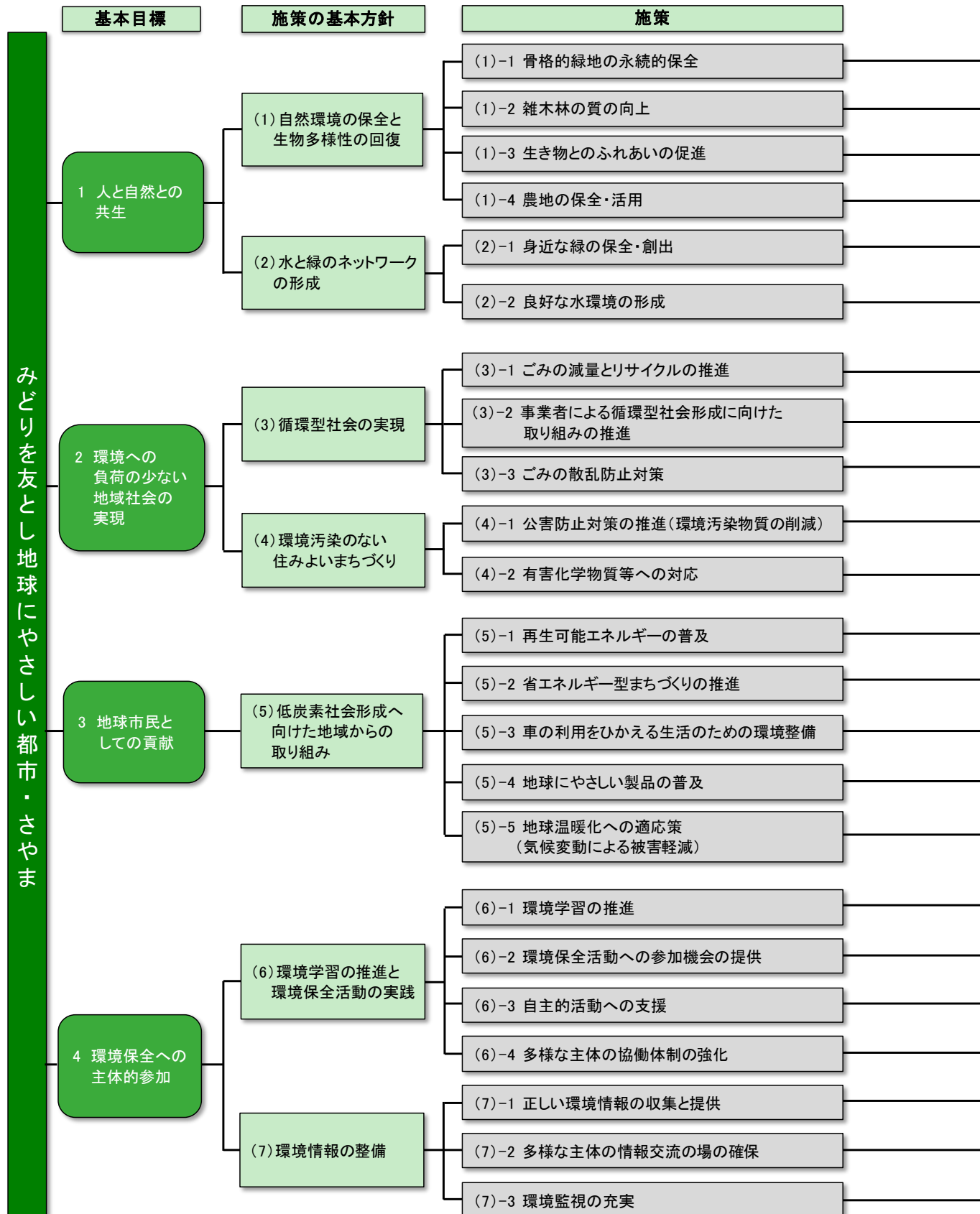
よりよい環境づくりのためには、市民、市民団体、事業者、市が協働の考え方のもとで、適切な連携を図りつつ、各自の役割を果たしていくことが重要です。

本計画では、市民、市民団体、事業者、市を含むすべての主体を対象とし、これらの主体の役割を明確に示すことで、協働による計画推進の指針とします。



6. 計画の施策体系

望ましい環境イメージ「みどりを友とし地球にやさしい都市・さやま」とそれを実現するための4つの基本目標の達成に向けて、次の施策体系に沿って環境保全の取り組みを展開します。



取り組み	
	緑地の継承、地域制緑地等の保全、財源の確保
	適切な利用と管理による生物多様性の回復、市民参加による適切な管理
	智光山公園、堀兼・上赤坂公園の活用、ふれあいの場の整備・機会の提供
	環境保全型農業の普及、農とのふれあいの場としての活用、地産地消の推進
	市街地内の樹林地の保全、公園緑地の整備・管理、公共施設の緑化、道路緑化、民有地の緑化の推進
	河川水質の改善、河川における生物多様性の保全、小河川・水路の管理、川とのふれあい、水源地域との交流の促進、雨水の利用及び地下浸透の促進
	ごみの発生抑制、リサイクルの推進、4Rの普及啓発の充実、ごみの安全・適正な処理
	産業界への普及啓発
	ポイ捨て防止・不法投棄対策、まちの美化に関する普及啓発
	必要な規制・指導の強化、自主的な環境保全活動の促進、環境汚染の実態の把握・公表、自動車公害の抑制、モラルの向上、地域のルールづくり
	監視・指導の強化、実態把握と情報提供
	再生可能エネルギーの活用、市民共同発電所の普及支援
	省エネルギー建築の普及、省エネルギー行動の普及促進、ミニエコタウン事業の展開
	徒歩や自転車で暮らしやすいまちづくり、公共交通の利用促進、自動車利用の抑制、次世代自動車の普及、エコドライブの普及啓発
	地球にやさしい製品の普及、グリーン調達推進
	健康分野における適応策、防災分野における適応策、水利用分野における適応策、農業分野における適応策、生態系分野における適応策
	学校における環境教育の推進、地域ぐるみの環境学習の推進、環境学習の場の提供
	環境保全活動の推進
	多角的支援
	パートナーシップの仕組みづくり、地域力の向上、広域連携
	正しい情報の整備、多様なメディアによる情報交流
	環境情報・啓発の場の整備、イベント等の開催
	環境監視の充実、環境評価と情報発信